

亀山

かめやま 市議会だより

令和6年12月定例会号

vol.100

令和7年2月16日

発行 三重県亀山市議会

編集 広聴広報委員会



表紙写真: かまどを使って雑炊作り(川崎南保育園)

12月定例会のあらまし P2～4

国民健康保険税の課税限度額引き上げ

・議案第82号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

可決

・議案と議決結果..... P5～6

・議案質疑..... P7～10

・一般質問..... P11～17

常任委員会の所管事務調査..... P19

議会の主な動き P19



12月定例会は、11月29日から12月23日までの25日間の会期で開催しました。

今定例会では、市長から、条例改正2件、令和6年度各会計補正予算4件、市道路線の認定について2件の、合わせて議案8件が提案されました。

閉会日には、追加議案として、市長から、条例改正1件、令和6年度各会計補正予算2件、議会から、委員会提出議案として国への意見書提出1件、会議規則の改正1件、条例改正1件が提案されました。

議案一覧・
表決の結果は
5ページ～

国民健康保険税の課税限度額引き上げ

議案第82号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

賛成者多数
可決

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が引き上げられたこと等から、所要の改正を行うものです。

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を22万円から24万円に引き上げます。また、国民健康保険税の減額等に係る規定の字句の整理を行います。

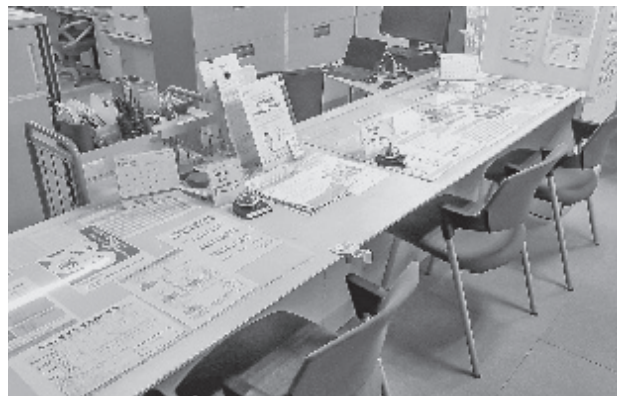
【本会議での反対討論】

○課税限度額を引き上げることにより、国が求める基準と比較して影響を受ける対象者は少ないことから、各市町が統一して課税限度額を引き上げる必要はない。

【本会議での主な質疑】

○条例改正の背景について
○対象者と影響額について

○条例改正の内容について



国民健康保険窓口

12月定例会のあらまし

請願の結果

件 名		請願者	紹介議員	結果
請 願 第7号	選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書採択を求める請願	一般社団法人あすには 選択的夫婦別姓・全国陳情 アクションチーム 片山 靖	森 美和子 服部 孝規 小坂 直親 櫻木 善仁 伊藤彦太郎 草川 卓也	賛成者多数 採択

【教育民生委員会提出議案（1件）】

委員会提出議案 意見書の提出について（1件）

賛成者多数で 可決

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書

現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定されています。このため、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。

そのような中、政府は旧姓の通称使用の拡大に向けた取組を進めていますが、ダブルネームを使い分ける負担の増加、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させるなどの問題も指摘されています。通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消するものにはならず、根本的な解決策にはなりません。

また、少子高齢化による一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚が増え、改姓を望まないと考える人や現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっています。

さらに、2015年12月の最高裁判決に引き続き、2021年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところですが、依然として国会での議論は進んでいない状況です。

よって、国におかれては、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望します。

委員会提出議案

亀山市議会会議規則の一部改正について

全会一致
可決

地方自治法の一部が改正され、地方議会に係る手続のオンライン化が可能とされたこと及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」(令和2年4月30日付け総務省自治行政局行政課長通知)において、委員会をオンラインの方法により開催して差し支えないと示されていることを踏まえ、所要の改正を行うものです。

(改正内容)

- 1 地方議会に係る手続きのオンライン化について、規定の整理を行います。
- 2 オンラインの方法による委員会の開催等について、規定の整理を行います。
- 3 議会運営の実情に合った規則の運用が図られるよう、規定の整理を行います。
- 4 その他規定の整理を行います。

委員会提出議案

亀山市議会委員会条例の一部改正について

全会一致
可決

市議会会議規則と同じ理由で所要の改正を行うものです。

(改正内容)

- 1 地方議会に係る手続のオンライン化に伴い、公聴会における電子情報処理組織を使用する方法による意見の申出及び会議記録の作成を可能とする規定を設けます。また、公述人の陳述は、電子情報処理組織を使用する方法による提示はできないこととします。
- 2 オンラインの方法による委員会の開催方法の特例を見直します。
- 3 委員会に出席を求められた者は、オンラインによる方法により委員会で説明できることとし、公述人又は参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるができることとします。
- 4 その他規定の整理を行います。

12月定例会に提案された議案 と 議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決 は、6ページをご覧ください。

議案 番号	件名と主な内容	議決結果	
82	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について 地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が引き上げられたこと等から、所要の改正を行う。	可決	賛13:反1
83	亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について 水道法施行令及び水道法施行規則が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたことから、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
84	令和6年度亀山市一般会計補正予算(第6号)について	可決	全員賛成
85	令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	可決	全員賛成
86	令和6年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について	可決	全員賛成
87	令和6年度亀山市下水道事業会計補正予算(第3号)について	可決	全員賛成
88	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である川合54号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
89	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である川合55号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
90	亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について 令和6年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の職員及び任期付職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の職員及び任期付職員の給与を改定するため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
91	令和6年度亀山市一般会計補正予算(第7号)について	可決	全員賛成

議案 番号	件名と主な内容	議決結果	
92	令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	可決	全員賛成
委員会 9	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書の提出について	可決	賛13:反1
委員会 10	亀山市議会会議規則の一部改正について 地方自治法の一部が改正され、地方議会に係る手続のオンライン化が可能とされたこと及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」(令和2年4月30日付け総務省自治行政局行政課長通知)において、委員会をオンラインの方法により開催して差し支えないと示されていることを踏まえ、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
委員会 11	亀山市議会委員会条例の一部改正について 地方自治法の一部が改正され、地方議会に係る手続のオンライン化が可能とされたこと及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」(令和2年4月30日付け総務省自治行政局行政課長通知)において、委員会をオンラインの方法により開催して差し支えないと示されていることを踏まえ、所要の改正を行う。	可決	全員賛成

※委員会=委員会提出議案

賛否の分かれた議案の表決結果

※賛は賛成 反は反対 欠は欠席 なお、岡本公秀議長は採決に加わっていません。

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
議案名	議員名	古田 吉昭	櫻木 善仁	深水 隆司	草川 卓也	中島 雅代	森 英之	今岡 翔平	高島 真	新 秀隆	豊田 恵理	福沢美由紀	森 美和子	鈴木 達夫	岡本 公秀	伊藤彦太郎	服部 孝規	小坂 直親	櫻井 清蔵
議案第82号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	-	賛	欠	欠	欠
委員会提出 議案第9号	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を求める意見書の提出について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	欠	欠	欠

議案一般質問

議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

一般質問とは

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけではなく、政策の見直しや提言を行います。



さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。なお、各議員の質疑、質問の映像配信は2次元バーコードからもご覧いただくことができます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。



議案質疑

草川 卓也<結>

議案第84号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について



- 障がい者福祉費及び心身障がい児福祉費、自立支援事業の増額補正の内容について
- 生活保護費、扶助費の増額補正の内容について

Q 自立支援事業の増額補正の内容と要因について尋ねる。

A 今回の予算補正は、障がい者や障がい児に対する補装具の給付費と介護給付費であり、電動車椅子等の高額な補装具の給付や、想定以上の利用件数の増加、物価高騰によるサービス提供コストの増大等により増額補正するものである。

Q 自立支援事業の利用者数の動向と負担額の推移について尋ねる。

A 障がい者手帳の交付数は減少しているが、知的障がい者や精神障がい者は障がいに対する認知度が高まったことで手帳取得者が増えており、福祉サービスを受ける環境や支援の充実もあるため、サービス利用件数が増加している。事業の財源は国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担割合で、令和5

年度の市負担分の決算額は2億9500万円となり、令和元年度と比較して1億100万円増加している。

Q 扶助費の増額補正の内容と要因について尋ねる。

A 増額補正の要因としては、生活扶助費受給者数の増加や介護扶助費の新規認定や認定区分の変更に伴う介護サービス費の単価変更のほか、医療扶助費の増額や急病の処置、がんの手術や終末期医療など高額な治療費を要するケースが生じたことが上げられる。

Q 扶助費の利用者数の動向と負担額の推移について尋ねる。

A 生活保護世帯数は令和3年度末で150世帯と減少傾向がみられたものの、新型コロナウイルス感染症の影響による失業、物価高騰等により令和4年度から増加し、令和5年度末には182世帯となった。受給者数の増加に比例し、令和5年度末の決算額は3億9090万円となり、前年度比で19%増加している。財源の4分の3は国の負担となるため、実質的な市の一般財源は約9500万円となる。

Q 扶助費の増加は、市の財政運営にも影響を与えることから、国との協議や要望活動は行っているのか。

A 生活保護制度は、憲法に基づく生活保障であり、全国一律の制度である。毎年、全国市長会を通じて要望等を上げており、引き続き、このような形で国との協議等を進めていきたい。



福沢 美由紀<日本共産党>



議案第82号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

- 条例改正の背景と内容について
- 対象者と影響額について

Q 条例改正の背景と内容について尋ねる。

A 国は、高所得者層の負担を増やすことで中間所得者層に配慮した保険料率の設定が可能となるよう、課税限度額を超過した世帯の割合を1.5%に近づけるために段階的に限度額を引き上げる改正を行った。この改正に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税限度額を現行の22万円から24万円に引き上げるもので、全体の課税限度額は現行の104万円から106万円になる。

Q 課税限度額を超える世帯の割合を1.5%に近づけるとのことであるが、現在、課税限度額を超える割合はどれくらいなのか。

A 令和6年度課税データを参考に算出すると、全世帯5302世帯のうち、38世帯が後期

高齢者支援金分の課税限度額を超過することになり、後期高齢者支援金分に限っては全体の約0.72%となる。

Q 本市の状況から考えると、急いで課税限度額を引き上げる必要はないと感じるが、今回の改正により影響を受ける対象世帯数と所得階層、影響額について尋ねる。

A 課税限度額を24万円に引き上げることで影響を受けるのは46世帯122人であり、税額収入としては83万円増える見込みである。影響を受ける所得階層については、1人世帯の場合、所得約962万円以上、給与収入約1157万円以上の世帯となり、2人世帯の場合、所得約913万円以上、給与収入で約1108万円以上の世帯が対象となる。

【その他の質疑】

- ・ 議案第83号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について
- ・ 議案第84号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について
- ・ 議案第85号 令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について



櫻木 善仁<新和会>



議案第84号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

- 観光施設費の繰越明許費補正について

Q 石水溪キャンプ場バンガロー施設前のトイレ改修事業費が繰越しとなった背景について尋ねる。

A 当該箇所は、鈴鹿国定公園であるため自然公園法に基づいて協議を進め、既存トイレと同位置、同規模で周囲の景観と調和するものであれば建築を認めるとのことであった。しかし、実際に県と現地立会いを行った結果、改築にあたっては北側にある崖の対策を行う必要があると指摘された。対策として擁壁を設置すると多額の費用を要するため、設置場所を再検討することとなり、三重県との協議に時間を要したことから設計時期が遅れ、入札時期は令和7年1月となる見込みとなり、繰越しとなった。

Q 繰越しすることにより、事業計画はどのように変更されるのか。

A 当初計画では、令和6年9月に入札、契約を行い、10月から工事に着工し、令和7年2月に完成予定であったが、設計時期が遅れたことにより、令和7年1月に入札、契約を行い、2月から工事に着工し、完成予定は6月に変更となった。

Q 工事が令和7年2月から6月にかけて行われ、繁忙期のゴールデンウィークを含むことになるが、利用者への影響や安全対策等の必要性についてどのように考えているのか。

A 工事期間が春休みやゴールデンウィークなどの繁忙期と重なるが、指定管理者や施工業者と工事期間や工法について協議を行うほか、直接影響するバンガロー1号棟以外の2号棟から6号棟を優先して貸し出すなど、利用者への影響を最小限に抑えるよう努める。

【その他の質疑】

- ・ 議案第83号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について



伊藤 彦太郎<勇政>

議案第84号 令和6年度
亀山市一般会計補正予算
(第6号)について

●放課後児童クラブ運営費の増額補正の内容について

Q 今回の補正が行われた背景について尋ねる。

A 放課後児童クラブの運営に係る費用は、国の子ども・子育て支援交付金の基準をもとに算定しており、物価上昇や最低賃金の上昇等によっても安定した事業の実施と子ども・子育て支援の着実な推進が図れるよう毎年度見直されているものと認識している。

Q 子ども・子育て支援交付金の交付要綱の変更内容について尋ねる。

A 放課後児童クラブの運営に係る費用は、国の子ども・子育て支援交付金と、三重県の地域子ども・子育て支援事業費補助金、放課後児童クラブ活動事業費補助金の基準を基に算定し、指定管理料及び補助金として交付して

おり、今回、当該交付金等の基準が改正されたことにより増額となった。

Q 当該交付金の基準改正を受けて、各放課後児童クラブに対してヒアリングを行ったと聞いているが、ヒアリングの内容や常勤職員2名配置は、この補正に反映されているのか。

A 毎年、各放課後児童クラブに対して運営状況に基づいて運営費を確認し、予算を確保している。令和6年度は、常勤の放課後児童支援員を2名配置する場合の基準額の新設についても現状の確認を行い、実施について検討を行ったが、今回の補正においては対応していない。

Q 今回の補正で反映された基準変更の内容について尋ねる。

A ひとり親家庭の児童に係る利用料を減免する放課後児童クラブの経費に対する県補助金の基準額を月額3000円から6000円に引上げ、ひとり親家庭の経済的負担軽減に対応している。



服部 孝規<日本共産党>

議案第88号 市道路線の
認定について及び議案第
89号 市道路線の認定に
ついて

●行き止まりの道路について

Q 道路はつながって初めて機能するものであり、災害時の避難経路の確保や利便性の面で問題がある「行き止まりの道路」については、市道認定しないなど、市道認定の基準を見直す考えはないのか。

A 当該規程において、認定要件を変更することは制度上可能であるが、その後の維持管理について市民負担が発生することから、宅地開発によりつくられた「行き止まりの道路」は、市民サービスの点でも、現在の認定方法が最適であると考えている。

Q 「行き止まり道路」の市道認定については、これまでからも議論されてきたにも関わ

らず、検討が進まずそのままとなっている。今後のことを考えると議論していくべき課題と考えるが市長の見解を尋ねる。

A 現在の市道路線の認定基準については、長年運用してきたが、本日のご指摘を受け、一度精査することはあり得ると考えている。ミニ開発の「行き止まり道路」を市道として認めない場合、道路管理については事業者から購入された市民の方が責任を担っていくことになるため、合理的かどうかについて議論の余地がある。また、道路事業における建設費、維持管理費に受益者負担を求めることについては、慎重にしっかり議論していく必要がある。

【その他の質疑】

・議案第84号 令和6年度亀山市一般会計補正予算(第6号)について



深水 隆司<新和会>



議案第84号 令和6年度
亀山市一般会計補正予算
(第6号)について

●市税還付金等の増額補正について

Q 過年度税過納還付金1050万円の増額補正の理由について尋ねる。

A 法人市民税において、令和5年度中に納付いただいた予定申告分の税額が、令和6年の確定申告により2社で約2500万円の還付となった。当初予算において一定額の還付金は見込んでいたが、予算不足が生じる見込みとなったことから増額補正を計上した。

Q 今回の還付金の対象者数と還付金額について尋ねる。

A 令和6年12月現在での還付見込件数は、個人市民税が256件、法人市民税が75件、固定資産税が8件、軽自動車税が1件で、合計340件である。金額については、個人市民税

は数百円から三十数万円、法人市民税は数百円から1000万円を超える還付もあり、還付金額は納税者によって異なっている。

Q 還付が確実になされるために、還付金が発生した場合の手続きの流れを尋ねる。

A 還付方法については、法人市民税は、確定申告書に還付先口座が明記されているため対象事業所全てに対して還付金の振込処理をしている。個人市民税等は、対象者への税額の変更通知書発送時に過誤納金還付請求書と返信用封筒を同封し、返送いただいた還付請求書に記載された口座に還付金を振り込んでいる。



櫻井 清蔵<勇政>



議案第84号 令和6年度
亀山市一般会計補正予算
(第6号)について

●歳入の市税、国庫支出金、県支出金、繰越金の増額補正と市債の減額補正について

Q 臨時財政対策債1億4802万7000円の減額の理由について尋ねる。

A 臨時財政対策債は、普通交付税の振替交付の額であり、今回、国の示達により、臨時財政対策債の発行可能額が決定したことから、1億4802万7000円を減額するものである。

Q 市民生活の安定を図るため、借金を減らすばかりではなく、必要なときに起債を使い、実施すべき公共事業を進めることが必要と考えるが市長の見解を問う。

A 臨時財政対策債の仕組みは、地方交付税を減らす代替措置として制度が導入されたもの

で、国が地方財政を支える仕組みの一つである。そのような中で、市として必要な事業、財政状況を鑑みた上で、国の制度も活用しながら行政経営を展開していく立場であると認識している。

Q 財政運営について、現在の手法が最適であると考えているのか。

A 臨時財政対策債については、例年この時期に示達がされて予算補正している。人件費や扶助費の増額に対応するため、今後のことも含めて総合的に判断している。本市にとって一番適正な財政運営をしていくことが大切であり、臨時財政対策債の活用も含めて適切に判断していく。



一般質問

戦略的な事業計画の見直しで 市民の声を反映した市政運営を

草川 卓也<結>



大規模重要施設の整備について

●新庁舎整備事業と亀山駅周辺
まちづくりエリアの整備につ
いて

●学校施設等の整備について

Q 新庁舎建設を独立した事業として推進するのではなく、文化会館の更新も含めた亀山駅周辺まちづくりエリアの整備として一体的に捉え、第一種市街地再開発事業による整備手法を採用することで、民間活力を活用しながら財政負担を最小限に抑えて効率的な事業推進が可能となると考えるが、市の見解を尋ねる。

A 亀山駅周辺まちづくりエリアについては、都市の価値と魅力の向上を図るため、にぎわいと回遊性をつくり出す道路や低未利用地を活用した利便施設など、公共と民間が一体となって土地利用方針を進める必要がある。新庁舎建設のスケジュールと調整しながら、亀山駅から文化会館、

ショッピングセンターエコー周辺までをエリア全体として捉え、市街地再開発事業やウォカブル推進事業等の整備手法による事業実施の可能性も含めてエリアプランの策定を進めていきたい。また、経費削減のため民間活用やPFI方式などについても検討する必要があると考えるが、現時点で具体的な検討は行っていない。

Q 大規模施設整備の全体スケジュールにおいて、新庁舎整備事業が亀山駅周辺の第一種市街地再開発事業として建設時期が延長された場合、先送りされてきた重要な教育施設整備の前倒しが可能となり、将来の財政負担の平準化と効率的な事業推進ができると考える。戦略的な事業計画の見直しにより、機動的かつ効率的で市民の声を反映した市政運営が可能となると考えるが、市の見解を尋ねる。

A 4つの大規模施設整備事業の整備手法やスケジュールについては現在精査を進めており、全ての事業について、環境の変化や財政の在り方等について整理した上で定めていくことは行政運営上重要であり、令和6年度中に一定の考えを整理してお示ししたいと考えている。

【その他の質問】

・人口減少地域の振興について

※ウォカブル推進事業…コンパクトシティをより進化させ、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり



献金を受けたことによる 市政運営への影響はないのか

服部 孝規<日本共産党>



櫻井市長の政治姿勢につ
いて

●三重県公報に掲載された
過去の政治資金について

Q 市長就任直前の2009年2月に、政治資金パーティーでのパーティー券購入という形で、市内の建設業者などから企業献金を受けたことについてどのように考えているのか。

A 三重県公報で公表されたのは、唯一の法に基づく資金管理団体によるもので、政治資金パーティーではなく、政治活動の一環として開催したセミナーの会費である。市内建設業者だけではなく、多くの市内外の企業や団体にご参加いただいたもので、当時は無所属であり、企業献金も団体献金も一切受けていない。市長就任後は資金管理団体を解散しており、これらのセミナー参加者との関係が市長就任後の市政運営に支障をきたしているとの

ご懸念については、市長として公平公正な職務遂行に鋭意努めてきたため、過去の三重県議会議員時代の政治活動が現在の市政運営に何らかの影響を与えた事実はない。

Q 市長になる直前でも政治資金パーティーを行い、その半数以上の金額が市内の公共工事を受注する建設業界からの資金であり、資金管理団体で集めた資金を公開の透明性が低い後援会へ移し、後援会活動を行うことが問題であるとするが、市長の見解を尋ねる。

A 三重県議会議員時代の政治活動にご賛同いただいたセミナー参加者には、ご指摘の市内建設業者のみではなく、市内内外の他業種の企業や団体にご参加いただき、収支報告上は法で定められた20万円以上の収入について記載している。公職である市長として、公平公正な市政運営を「李下に冠を正さず、信なくば立たず」というモットーで16年間市長の職責を務めてきた。

【その他の質問】

・新庁舎を亀山駅周辺に建設することについて
・マニフェストレポートのうち、「学校施設の計画的な改修」について



誰もが生きがいを持って暮らせるまちづくりを

森 美和子<公明党>



次期総合計画の策定について

- 現計画における福祉的課題の評価検証について
- ・重層的支援体制の深化について

Q 重層的支援体制については、亀山市社会福祉協議会でのコミュニティソーシャルワーカーの設置や相談支援包括化推進員の専任配置など、何でも相談できる「断らない窓口」や、市独自の「つながるシート」の全庁的な展開により効果を増している。このような寄り添い支援をする中で、社会参加の一環として、支援を受けた方が自分のできる範囲で支援する側になるなど、個々の状況に合わせたオーダーメイドの支援をさらに深化させていく仕組みづくりが必要と考えるが市の見解を尋ねる。

A 重層的支援体制については、相談支援の窓口では、つながるシートを活用し、支援関係者で個人情報共有する支援会議を開催する

など、具体的な支援の方向性を定めるトータルケアプランを作成し支援を進めている。一方、相談支援の出口では、コミュニティソーシャルワーカーと連携し、個別の就労ニーズへの対応や福祉サービス事業者や民間企業に就労体験の場を提供いただく事業の実施、インターネット上の仮想空間「オンライン居場所」の試行運用の開始の準備を進めている。しかし、社会参加に結びつく仕組みづくりについては、充実・強化に向けて、官民連携のネットワークづくりなどの取組を考えていく必要がある。

Q 専門職や福祉部門で取り組むだけではなく、市域全体に広げていくことが、誰もが生きがいを持って暮らし続けることにつながると思うが市の見解を尋ねる。

A 重層的支援体制については、世代、属性が限定されたものでしか展開できていないことなどが課題であり、亀山に合った形で深化させていく必要がある。市民、民間事業者の力を借りて粘り強く工夫し、しっかり機能するよう段階的なレベルアップが必要と考えている。

【その他の質問】

- ・職員の働き方改革について



子どもたちが「亀山が一番」と思うまちづくりの推進を

古田 吉昭<新生みらい>



移住・定住の促進について

- 都市公園等の整備及び利用状況について

Q 移住・定住を促進するためには、まちの元気が大切であると思う。まちの魅力を増進させるため、マルシェやフリーマーケットを都市公園で行うなど、都市公園を活用した屋外でのにぎわいづくりについてどのように考えているのか。

A 都市公園でイベントを行う場合は、申請により審査基準を満たしたものに付き利用を許可している。イベントスペースとして都市公園を利用することは、地域の活性化や公園を利用しない層を呼び込むなど多くの人が集い、公園が地域コミュニティの交流の場とな

るため、イベントの規模に関わらず、にぎわいの創出に一定の効果があると考えている。利用にあたっては騒音や混雑、ごみ問題など周辺への配慮が必要となるが、積極的に公園を利用していただきたいと考えている。

Q 市民が憩いの場として利用するだけではなく、イベントを増やして地域のにぎわいづくりを進めるためには、トイレや駐車場などの設置のほか、今の時代に合わせた整備を進めていく必要があると思うが市の見解を尋ねる。

A 市内の公園の整備状況は様々である中で、例えば、のぼの森公園については、北側に1000平方メートルの広場があるが、広場入口に固定式の車止めを設置しており、現在、車両の乗り入れはできない状況となっている。広場を活用したイベント実施の要望があれば、脱着式の車止めに取り替えるなどの改善を行い、今後、公園利用の促進に努めていきたいと考えている。



時代に合った市民が安心できる 土地利用方針の検討を

深水 隆司<新和会>

農業振興地域内農用地区
域からの除外について

●今後の方向性について



Q 農業の担い手も少なく、後継者もいない中で、さらに耕作放棄地が増えていくと思うが、このような状況をどのように受け止めているのか。

A 農業振興地域内農用地区域は、優良農地の確保と効率的な利用を図ることを目的として設定された区域で、その大部分は良好な状態で維持・保全されているが、耕作放棄地が増加傾向にあることは認識している。耕作放棄地の解消に努めるため、担い手等の農地の集積・集約化や市の支援事業を積極的に活用いただけるよう周知していきたい。また、農業者や農地所有者を含めて地域が一体となり、農地保全のための「多面的機能発揮促進支援事業」や「中山間地域等直接支払交付金事

業」に取り組むことで、農業の活性化が図られ、農地の保全、耕作放棄地の解消につながるものと考えている。

Q 農用地は農業振興のためのものであるが、少子高齢化による担い手不足など環境が変わってきている中で、農用地除外の問題については今後どのような方向性であるのか尋ねる。

A 環境変化がある中で、農地については国の法令に基づいて規定されているため、農用地除外の取組についても規制や法令に基づいた形で進めていかなければならない。総合的な土地利用の観点から、亀山市総合計画、亀山市都市マスタープラン、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想など各種計画と整合、調整を図りながら、都市計画と農業の健全な調和に努めていきたいと考えている。

【その他の質問】

- ・マイナ保険証について
- ・鈴鹿亀山道路及び国道306号川崎庄内バイパスについて
- ・新庁舎建設について



政治的判断による 職員報酬の改善を

今岡 翔平<勇政>

保育士の待遇について

●令和6年10月1日の会計年度任用職員報酬額改定で福祉職Ⅰと業務補助職Ⅰ・Ⅱの時間額報酬が同額になったことについて

●非正規保育士の業務と責任の範囲について
●保育士の任用状況と保育の質の確保について



Q 令和6年10月1日の会計年度任用職員報酬額改定で介助員と保育士の報酬額が同額になったが、この待遇に問題があると認識しているのか。

A 今回、最低賃金の引上げにより暫定的に対応したもので、来年度に向けては会計年度任用職員の報酬額全体の見直しを図りたいと考えている。

Q 会計年度任用職員の介助員及び保育士の業

務内容と責任の範囲について尋ねる。

A 介助員及び保育士のうち加配保育士については、心身の発達等において支援を必要とする園児に対する園生活でのサポートを業務としており、園児一人一人の特性に合わせた支援を行うことで、安心して過ごせる環境の提供や成長を促すサポート等の役割を担っている。ただし、障がい等の程度や園児の年齢により専門的知識を必要とする場合については、保育士を配置している。

Q 資格によって待遇を変える必要があると思うが、政治的判断によりすぐにでも対応することはできないのか。

A 最低賃金の引上げに伴う改定により、結果的に資格を有している職種と有していない職種の報酬額が同額になったという現状については、人材確保の面からも見直しが必要であると考えている。今回は暫定的な運用となったが、近隣市町の状況等を勘案し、報酬額の課題については解消に努める方向で考えている。

【その他の質問】

- ・医療施策について
- ・書店ゼロ自治体について



食と農業の課題解決と 新たな視点での展開

鈴木 達夫<結>



亀山市の「食」と「農業」の関係について

- 亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想について
- 櫻井市長のこれまでの「食と農業に関するマニフェスト」について

Q 亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想は農業振興の指針として位置づけられており、農業施策のバイブル的な計画であると認識しているが、農業経営基盤強化促進法改正に伴い、農地利用権の設定は、三重県の機関である「農地中間管理機構」を通じて効果的な農地集積を行うこととなった。これまでからも耕作放棄地や未利用農地があるが、作り手不足で土地の有効利用に繋がっておらず、機能していないと感じる。このようなマッチング機能については、地域や人間関係が分かっている身近な存在である市が担っていくべきと考えるが、見解を尋ねる。

A 農業の担い手と農地所有者とのマッチングについては、市の窓口で対応してきた。三重県の機関である「農地中間管理機構」を介した賃借へ一本化されることにな

るが、県と市の役割分担については現在も協議を行っており、農地賃借の相談等については、市民にとって身近な市の窓口で、引き続き相談対応する予定である。

Q 市長の「食と農業に関するマニフェスト」が基本構想にどのように反映されたのか。

A 市長マニフェストでは、「楽しい、おいしい、稼げる農業」の展開のほか、若者や農業女子など新規就農者への支援を掲げていることを受け、特産品であるお茶や豚肉を亀山ブランドに認定し、その魅力を全国に発信するほか、持続可能かつ高付加価値な農業を行う経営体を支援する本市独自の事業である亀山市サステナブル農業奨励事業を新たに設け、令和5年度実績としては5事業者を認定するなど、当該基本構想には、市長マニフェストの内容も反映している。

Q 食と農に関する課題と今後必要とされる方向性についてどのように認識しているのか。

A 農業施策については様々な角度から、総合計画等に落とし込みながら展開してきた。国では食料安全保障の観点から、食料、農業、農村の基本法が改正されてきたことから、環境変化への対応をしていく。高齢化、後継者不足による農業従事者の減少や獣害、耕作放棄地の増加など様々な課題が山積している中で、本市の進める健康都市での実現に向けて、食を通じた健康づくり事業として取組を強化していくとともに、食と農業の連携を進めたい。



パートナーシップ宣誓制度について 分かりやすい周知を

福沢 美由紀<日本共産党>



パートナーシップ宣誓制度について

- 市独自の制度について

Q 三重県パートナーシップ宣誓制度の内容について尋ねる。

A 三重県では、地域で人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる環境づくりに向けて、令和3年9月1日から三重県パートナーシップ宣誓制度を運用されている。当該制度は、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓したお二人に宣誓書受領書等を交付するものである。

Q 当該制度による宣誓を行うことでどのような課題が解決されるのか。

A 宣誓することにより、行政サービスにおいては、公営住宅の入居申し込みや医療機関での家族同様の面会、要介護認定申請などの際

に利用できる。また、民間サービスにおいては、住宅ローンで配偶者の定義に含むことができるほか、生命保険の受取人としての指定や携帯電話料金の家族割引などの利用が可能となる。

Q 三重県パートナーシップ宣誓制度についての申請手続きなど相談窓口はどこになるのか。

A 三重県パートナーシップ宣誓制度の申請は、三重県に提出することになるが、相談等については、市民文化部文化課ダイバーシティグループにて案内している。

Q 市独自のパートナーシップ宣誓制度をつくる考えはあるのか。

A 三重県ですでに制度が開始しているため、宣誓制度の周知啓発に努めるとともに、LGBTQを含む多様な性自認、性的指向についての理解の増進に努めていく。

【その他の質問】

- ・ 会計年度任用職員について
- ・ 保育・教育施設の建て替えについて
- ・ 中学校給食について



市民が安心できる 医療体制の構築を

新 秀隆<公明党>

安心・安全なまちづくり
について

● 関地域の医療体制の現状
と医療支援について



Q 関地域では唯一の医療機関が休診となり、診療再開については未定となっている。休診している個人医院の借り受けや、公共施設の活用により、週に数日、医師や看護師を派遣することはできないか。

A 個人医院が営業を継続し休院している場合、管理者が重複するため医療法上困難である。開業医の休診や閉院等を理由に医師を派遣することについても基本的に難しいと考えており、亀山医師会からの要請がある場合は可能な範囲で協力していく。また、公共施設等への医師・看護師等の派遣については、医療法上、医療センターの分院を設置するということになると考えるが、1つの医療機関

を設置、運営することになるため、人員の確保やハード面の整備、所管庁への手続、資金繰りや採算性の確保などの面から現状の医療センターにおいて実施することは難しい。現在、医療センターとしては、病院の経営強化、診療体制の維持・充実が最重要課題となっているため、入院や外来、在宅医療の安定的かつ継続的な実施が最優先であると考えている。

Q 医療センターを受診できるように、関地域からの専用送迎バス等の運行について検討していないのか。

A 医療センターでの独自の送迎バスの運行については現在考えていない。

Q 乗合タクシーのりかめさんを利用して医療センターへ行く場合、往復で約3000円必要となるが、料金の見直しなどは考慮できないのか。

A 医療センターまでの乗合タクシー料金の改定については、他地域との整合性も含めた料金体系全体に関わる問題である。移動距離の公平性も考慮した上で制度設計を行ってきたことから、利用者の移動状況を把握した上で、検証していきたい。



市民サービスへの影響がない 財政構造改革を求める

櫻木 善仁<新和会>

財政構造改革骨太方針
2024について

● 市民生活や行財政運営に
与える影響について

- ・ 財政調整基金の運用について
- ・ 枠配分方式の予算編成による市民サービスへの影響について
- ・ 市民との対話について
- ・ 行財政運営の進行管理について



Q 今後想定される廃棄物処理施設の更新や新庁舎整備、学校施設等の長寿命化を含む更新などが控える中、持続可能で安定的な財政基盤を確立するためには、財政調整基金とは区別し、特定目的基金として公共施設等基金を設置する考えはないのか。

A 公共施設等基金は、継続的な財源の確保が見込めず、活用が停滞していたため、平成29年に廃止をした経緯がある。これまで計画的に積み立てているリニア中央新幹線亀山駅整備基金や新庁舎整備基金は継続しつつ、財政調整基金

残高の回復の取組を進めている現状においては、新たな基金の設置は困難である。

Q 財政構造改革の取組では、令和7年度は枠配分方式による予算編成とし、短期集中で行っているが、市民サービスへの影響はないのか。

A 目的達成した事業の見直しや同様の事業の統廃合などによる歳出削減を図ることから、市民サービスへの影響がないよう十分に配慮して取組を進める。

Q 財政改革骨太方針2024の取組について、市民と共有する場は持っているのか。

A 当該方針の取組内容については、市議会定例会等での説明や報道機関への情報提供、市ホームページでの発信を行っている。

Q 市民サービスへ少なからず影響があるため、当該取組による変更点を明確にし、取組実績や成果について公表すべきと考えるが見解を尋ねる。

A 現在、令和7年度の予算編成を行っており、取組における成果や影響が明確になっていないが、ある程度明確になったときに時期を見定めた上で、プロセスや成果について公表することを前提に検討していきたい。

【その他の質問】

- ・ 厳しい財政状況下における亀山市新庁舎整備基本計画の進め方について
- ・ まちづくり観光の活性化について



新庁舎は支所機能の充実とネットワークでつなぐ分散型庁舎を

伊藤 彦太郎<勇政>



庁舎の在り方について

- 亀山消防署北東分署への支所機能の併設について
- 市内確定申告会場の新規設置について

Q 亀山消防署北東分署新設の際に、支所機能を併設することが見送られた理由を尋ねる。

A 北東分署新設の際に、市北東部地域の行政機能充実を図るため、北東分署の配置に合わせて支所機能の整備を検討した。その結果、併設することにより、緊急時の消防・救急活動への支障や安全性の確保の懸念や、支所に求められる窓口機能は、既存施設の窓口機能強化により、市民サービスの向上が図れるとの理由から支所機能を併設しないこととなった。

Q 新庁舎整備において、関支所等を含めた支所機能についてどのように考えているのか。

A 現在では、行政DXの推進により、証明書

のコンビニ交付や、一部オンライン申請も可能となるなど、平成24年当時とは状況が大きく変化しており、今後も拡大していくことが考えられる。新庁舎整備基本計画の中で、集約という考え方を基本としているが、総合保健福祉センターあいあいや関支所の取扱いについては、現時点で方向性は決まっていない。

Q 本庁と関支所以外に確定申告会場を設置する考えはないのか。

A 現在、本庁舎、関支所で申告期間に對面による相談窓口を設置するほか、申告期間が始まるまでの2月上旬に市内10カ所の各地区コミュニティセンターにおいても実施している。一方、国税庁では電子申告を推奨しており、鈴鹿税務署管内の会場でも電子申告を主体に相談受付をしていることから、市としても、申告者の利便性と業務の効率化の両面から電子申告を推奨していきたいと考えている。

【その他の質問】

- ・ 財政構造改革骨太方針2024について
- ・ 中学校全員喫食制給食について
- ・ 大型商業施設の誘致について



市民のための安心安全なまちづくりを

櫻井 清蔵<勇政>



市長の4年間のあり方について

- 来年1月に市長選挙を控えている中での令和7年度の予算編成について
- 令和8年開業予定のコストコに先行投資した進入路の事業について

Q 来年1月に市長選挙を控えている中で、財政構造改革骨太方針2024を策定し、令和7年度の予算編成については、各部局に歳出削減目標を10パーセントとして通達されているが、令和7年度予算編成時は骨格予算とし、市長選挙に当選した後に本予算を提案すべきであると思うが市長の見解を尋ねる。

A これまでの3回の市長改選時の予算編成においても本予算の編成を行ってきた。今回、行財政において厳しい状況を突破していくためには、財政構造改革骨太方針2024にしっ

かり取り組み、やり遂げることで、持続可能なまちが動いていくと考えている。また、第2次総合計画の最終年度として、これまでに進めてきた様々な施策の主要事業等について計画性をもって全庁的に展開してきたため、行政の継続性を確保した形での予算編成とした。

Q 令和8年開業予定のコストコに係る進入路事業の3900万円は、令和8年の開業が懸念される中で、先行投資であると考えが見解を尋ねる。

A 工業団地に隣接するエリアへの市道小野白木線の右折レーンの設置については、産業政策上、本市にとって必要であると判断したものである。設置時期については、コストコ早期開業に向けた協力と工事期間中の交通対策のため設置したもので、企業立地を進めていくという視点から、先行して道路改良を行ったものである。

【その他の質問】

- ・ 中学校全員喫食制給食実施事業について
- ・ 亀山市待機児童館「ばんび」について



まちづくりに直結する 地域公共交通の充実を

豊田 恵理

地域公共交通について
●まちづくりとしての地域公共交通について



Q 全ての地域公共交通が一体となって機能する公共交通ネットワークを形成し、身近な公共交通を利用して誰もが自由に移動できるまちを目指すという目標が掲げられているが、その目標を達成するための課題は何か。

A マイカー依存が強い地域性で自動車から公共交通へのシフトが進みづらく、利用目的や利用時間が様々であるため効率的な対応が図れていない。また、地域住民、交通事業者、行政の3者が地域公共交通に関わる仕組みづくりや連携した取組が脆弱であることや、地域公共交通を担う持続可能な体制の確保の必要性など様々な課題がある。

Q 地域公共交通は、努力を重ねているものの、市民満足度が低い中で、市民や利用者の意見をどのように把握しているのか。

A 令和4年度の地域公共交通計画策定時に実施したアンケート調査をはじめ、地域との意見交換会、乗合タクシー利用者アンケートや令和5年度にはコミュニティバス全路線の乗降調査時のヒアリング、運行事業者からの聞き取りなどを行っている。また、令和6年度は図書館において学生利用が多い時間帯にLoGoフォームを活用したアンケート調査を実施するなど公共交通の利用意向や改善等に関する意見把握を行うなど、利便性向上に向けたニーズや利用状況等の幅広い層からの意見把握に努めている。

Q まちづくりとしての地域公共交通に対する市の考え方を尋ねる。

A 持続可能なまちをつくっていくという意味では、都市計画と地域公共交通計画は一体的に精度を上げていく必要がある。また、シニアだけではなく、学生など若い世代のニーズの変化等への対応も必要としており、今後の在り方について、さらに高めていきたい。地域公共交通は重要な政策であり、財源のことなど課題は多いが、展開できるよう考えていくことが大切である。

【その他の質問】

- ・新庁舎について
- ・亀山駅周辺整備事業について



通学路や道路への要望は 円滑に進捗する努力を

高島 真

通学路について
●令和6年9月議会の質問
以降における通学路の現状について



鈴鹿亀山道路について

●地権者等との協議、連絡調整等について

Q 鈴鹿亀山道路の地権者との協議など連絡調整についてはどのようなになっているのか。

A 鈴鹿亀山道路についての三重県との連絡調整については、事業が円滑に進むように事業主体の三重県へ本市から職員を1名派遣しており、用地関係に従事し、各説明会等に出席している。また、本市の関係部署も内容に応じて同席しており、今後も必要に応じて連携していく。

Q 地権者から三重県に、堤防道路の舗装に関する要望が出されていることは把握しているのか。

A 安楽川沿いの河川管理道路については、今後の対策として、経年使用による通路状況の悪化が見られた場合は河川管理者と教育委員会において対策方法を検討するという一定程度の結論は出ている案件であると認識している。令和6年度についてはPTAからも同様の要望をいただいております。7月下旬から8月上旬に実施した合同点検を含め、鈴鹿建設事務所には、考え方に変わりがないことを確認している。市としては、地権者の要望ではなく、PTAからの通学路要望としてお聞きしており、建設事務所だけではなく、関係機関とさらなる連携を図って安全に通学できるよう努めていく。

【その他の質問】

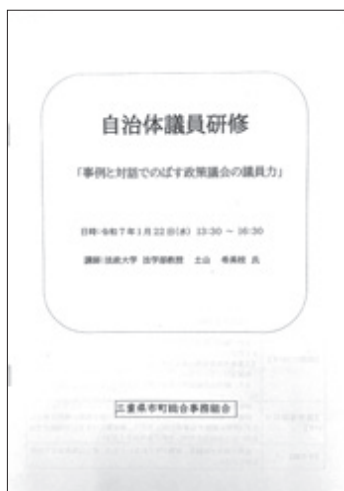
- ・市有地の未利用地について
- ・工業団地について
- ・新庁舎整備について



とびっくす

令和7年1月22日に三重県市町総合事務組合が主催する自治体議員研修が開催され、当市議会の議員も参加しました。

本格化する地方分権時代に対応できる議会の監視力、政策提言能力を充実させ、議員の資質を高めることを目的に、法政大学法学部の土山教授から講義を受け、グループワークを行いました。



会議を傍聴される皆様へ

亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、会議の当日、議会事務局で受け付けていますので、ぜひお越しください。

なお、会議の様子については、ケーブルテレビとインターネットでも配信・放送を行っております。



常任委員会の所管事務調査

令和7年のテーマ

総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会では、毎年、委員会の活性化と機能の充実のため、所管に関するテーマを設けて、所管事務調査を実施しています。

各委員会は、それぞれのテーマに基づき、市の現状分析や市民団体等との意見交換会、先進地視察等を行いながら、9月まで調査研究を進め、10月には議長から市長へ提言書を提出します。

総務委員会

行政DXの推進について

デジタル技術を活用し、全ての市民の利便性を高め、より良い行政サービスが受けられる環境を整えるとともに、事務の効率化と業務の削減により、職員の働き方改革につながるよう、行政DXの推進について調査・研究する。

教育民生委員会

子どもの育ちを支える場の形成について

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて、新たな児童センターを中心とした子どもの遊び場の充実や文教施設等の活用などの現状を把握するとともに、子どもの育ちを支える場の形成について、調査・研究を行う。

産業建設委員会

太陽光発電施設とまちづくりについて

太陽光発電施設について、市の現状を調査し、地域が抱える課題を整理するとともに、都市計画や景観、災害リスク、環境保全など多角的な視点から、持続可能な地域づくりのため、適切な推進と規制について調査・研究を行う。

議会の主な動き

12月

- 10日 議会運営委員会
12月定例会議案質疑
予算決算委員会
広聴広報委員会
- 11日 一般質問
- 12日 一般質問
- 13日 一般質問
全員協議会
- 16日 産業建設分科会
産業建設委員会
産業建設委員会
- 17日 教育民生分科会
教育民生委員会
教育民生委員会協議会
教育民生委員会
- 18日 総務分科会
総務委員会
総務委員会
- 20日 予算決算委員会
議会運営委員会
- 23日 12月定例会閉会
総務委員会
予算決算委員会
- 26日 広聴広報委員会

1月

- 9日 広聴広報委員会
教育民生委員会協議会
- 10日 福井県小浜市行政視察来庁(市営住宅の施設管理)
- 20日 全員協議会
議会運営委員会
広聴広報委員会
- 21日 群馬県藤岡市行政視察来庁(亀山駅前広場・道路整備)
- 23日 議会改革推進会議検討部会
埼玉県東松山市行政視察来庁(議会改革及び主権者教育の取組)
- 24日 総務委員会
教育民生委員会
教育民生委員会協議会
- 27日 産業建設委員会
産業建設委員会協議会
- 30日 政策検討部会



令和 7 年 3 月定例会日程(予定)

2 月 25 日	3 月定例会開会	10:00 ~	17 日	総務分科会	10:00 ~
3 月 6 日	代表質問	10:00 ~		総務委員会	
7 日	代表質問	13:00 ~	21 日	予算決算委員会	10:00 ~
10 日	議案質疑	10:00 ~	24 日	予算決算委員会	10:00 ~
	予算決算委員会		25 日	議会運営委員会	10:00 ~
11 日	一般質問	10:00 ~	27 日	3 月定例会閉会	10:00 ~
12 日	一般質問	10:00 ~			
13 日	産業建設分科会	10:00 ~			
	産業建設委員会				
14 日	教育民生分科会	10:00 ~			
	教育民生委員会				

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会で決定します。
詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。
ホームページにも掲載しています。

表紙写真から

地域での田植えや稲刈りを経験した後、いただいたお米を使って園庭で雑炊作りをしました。

かまどを使って火起こしをしたり米を研い

かまどを使って雑炊作り（川崎南保育園）

だり、園の畑で栽培した野菜を使ったりと様々な経験をすることができました。出来上がった雑炊は格別の味！おかわりもたくさんして大満足な体験活動となりました。

議会の会議の様子をご覧いただけます。

市議会の定例会及び臨時会の本会議、常任委員会（総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会）の様子をライブ及び録画で配信しています。

スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけますので、議案審議・審査等の様子をぜひご覧ください。



会議	視聴方法		インターネット配信		ケーブルテレビ放送	
			ライブ	録画	ライブ	録画
本会議			○	○	○	○
常任委員会（総務・教育民生・産業建設・予算決算）			○	○	—	—

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。
皆様のご意見をお寄せください。

■問い合わせ先／三重県亀山市議会事務局 〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 ☎(0595)84-5059 Eメールアドレス gijichousa@city.kameyama.mie.jp